

## 第3章 プランの内容（目標と施策）

### 基本方向1 男女共同参画の意識を高めるために

#### 目標1 男女共同参画の意識づくり



#### 目標2 男女共同参画を推進する教育、学びの機会の充実（意識醸成・健康保持）



#### 目標3 政策・方針決定過程への女性参画の推進



#### 特に関連するSDGsのゴール（5.10.17は共通ゴール）



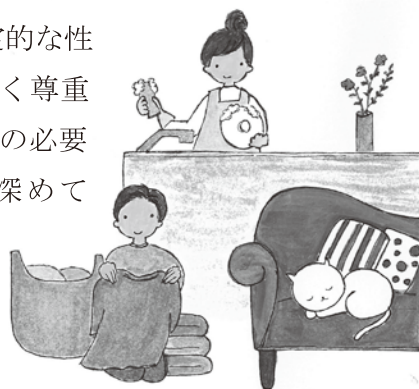
#### 【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち関連するターゲット】

- ・5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- ・5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- ・5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- ・5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実用技術の活用を強化する。
- ・5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

## 目標 1 男女共同参画の意識づくり

### 目指すまちの姿

男性も女性も一人ひとりが誇りを持って自分らしく生きています。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人として等しく尊重され、男女共同参画の必要性について理解を深めています。



### 第3次プランの取組から見る実績と課題

実績は「P4～6の目標1」を 課題は「P26の目標1」を参照

### 《目指すまちの姿の実現に向けた施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【1】男女の人権尊重・男女共同参画意識の醸成に向けた広報・啓発の充実	<p>多様な団体との連携、すべての年齢層が手軽に情報を入手できるような様々な広報媒体の活用、男女共同参画の必要性について共感を得られるような内容による効果的な広報・啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画週間（6月23日～29日）」などに合わせた重点的な広報・啓発活動の実施</li> <li>●市民活動団体やコミュニティ、PTAなど、多様な団体と連携しながら広報・啓発活動を実施</li> <li>●ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画などを活用した広報・啓発活動の実施</li> <li>●定期的な講習会、研修会の実施</li> </ul>	男女共同参画室 図書館 スポーツ推進課

施 策	内 容（●主な事業）	担当課
	<p>地域や団体などで男女の人権尊重と男女共同参画を推進するリーダーを養成するとともに、リーダーが活動しやすいように協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●かがわ男女共同参画推進員<sup>18</sup>の活動への協力・支援</li> <li>●女性人財リスト<sup>19</sup>を活用したリーダー養成と活動への協力・支援</li> </ul>	男女共同参画室
	<p>市が制作する広報物などについて、男女の人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。</p>	広聴広報課 男女共同参画室 全課
<b>【2】</b> 情報の収集・提供と実態調査・研究の実施	<p>市民が、男女共同参画をめぐる国際社会の動きと我が国の状況について理解を深められるように、国際的動向などの情報収集と提供を行います。</p>	男女共同参画室
	<p>人権や男女共同参画に関する調査を行い、把握したデータなどを基に、実態把握と今後の施策検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権や男女共同参画に関する意識調査の実施</li> <li>●意識調査とは別の効果測定を実施</li> </ul>	人権課 男女共同参画室

<sup>18</sup> **かがわ男女共同参画推進員**／男女共同参画社会の形成と、豊かで活力のある地域社会の実現のため、香川県知事の委嘱を受けて活動している人。任期は2年。県内市町に配置され、本市では3人の方が活動しています。

<sup>19</sup> **女性人財リスト**／審議会の委員や専門分野の見識を持っているまたは、経済団体などで活躍している女性を「人財リスト」に集約。講師招聘やアドバイザー要請などを検討している団体・個人とリスト登載者の橋渡しを目的に作成しています。

目標1 男女共同参画の意識づくり

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【1】	市ホームページの「男女共同参画」ページへのアクセス回数	年 372 回 (R2 年度)	年 600 回 (R8 年度)	男女共同参画室
【1】	男女共同参画に関連する本の新規受入冊数	51 冊 (R2 年度)	60 冊 (R8 年度)	図書館
【1】	スポーツ少年団の男女共同参画関連研修会の参加者数	— (R2 年度)	60 人 (R8 年度)	スポーツ推進課
【1】	女性人財リストを活用した市の取組実践数	— (R2 年度)	年 5 件 (R8 年度)	男女共同参画室
【1】	市役所、コミュニティセンターにおける啓発パネル展の実施回数	年 14 回 (R2 年度)	年 22 回 (R8 年度)	男女共同参画室

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指標	現状値 (時点)	担当課
「男女共同参画社会」という言葉を全く知らない人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	26.8% (R2.8)	男女共同参画室
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	28.7% (R2.8)	男女共同参画室
社会通念・慣習・しきたりなどで、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	68.5% (R2.8)	男女共同参画室
社会全体で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	62.1% (R2.8)	男女共同参画室

男女共同参画シンボルマーク（内閣府男女共同参画局）

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

最初のシンボルマークができたのは、平成 21 年（2009 年）4 月です。12 年の時を経て、男女共同参画の取組をさらに加速するよう、令和 3 年（2021 年）5 月にリニューアルされました。男女が手を取り合って、ともに活躍している社会をイメージし、二つの円がつながるようなデザインとなっています。



## 目標2 男女共同参画を推進する教育、学びの機会の充実（意識醸成・健康保持）

### 目指すまちの姿

家庭、学校、地域において、子どもから大人まで、男女共同参画や自分らしく主体的に生きていくことの大切さを学ぶ機会が充実しています。また、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、ライフステージに応じて心とからだの健康が保持・増進されています。



### 第3次プランの取組から見る実績と課題

実績は「P7～8の目標2とP25の目標7」を 課題は「P26の目標2とP28の目標7」を参照

### ア. あらゆる学びの場における意識の醸成

#### 《目指すまちの姿の実現に向けた施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【1】男女共同参画の視点に立った教育、保育の推進	子どもが発達段階に応じて男女の人権尊重や男女共同参画への理解を深めることができるよう、男女共同参画の視点に立った学校運営や教育、学習、保育を充実させます。 ●「男女共同参画モデル保育所・モデル校」の実施	学校教育課 幼保運営課
	教職員や保育士が、男女共同参画の理念とジェンダーに関する理解を深められる機会を提供します。 ●セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底 ●職員研修への参加促進	学校教育課 幼保運営課
【2】男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育 <sup>20</sup> の推進	子どものころから、性別役割分担意識にとらわれない家庭生活を基盤とした人生設計と、生涯の仕事やキャリアについて学び、考える機会を提供します。 ●小・中学校における職場訪問・職場体験活動を核とした勤労観、労働観の育成のための教育の推進	学校教育課

<sup>20</sup> **キャリア教育**／主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来、社会人、職業人として自立していくことができるようになるための教育をいいます。

目標2 男女共同参画を推進する教育、学びの機会の充実（意識醸成・健康保持）

施策	内容（●主な事業）	担当課
【3】男女共同参画の推進に向けた学びの機会の提供	男女がともに、社会の様々な事柄を男女共同参画の視点で理解し、豊かに生きる力を養うことができるよう、また、家庭や地域において、男女共同参画の視点を持って子どもを教育することができるよう情報提供を行い、働く人も参加できる学びの機会を提供します。 ●男女共同参画に関する講演会や講座の実施 ●生涯学習に関する情報と機会の提供 ●男女共同参画に関する図書などの充実と効果的な提供	男女共同参画室 生涯学習課 図書館
	女性の貧困対策のため、ライフプランニング <sup>21</sup> の重要性や人生全般におけるリスク管理への理解を深めるよう、特に若い層へ働き掛けます。	男女共同参画室 生涯学習課

イ. 健康保持につながる取組推進

《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【4】男女の性とともに理解・尊重する意識の浸透	発達段階に応じて、児童、生徒が生命の教育をはじめとする性に関する正しい知識と、自ら考え判断する能力を身につけられるよう、男女の人権尊重の精神に基づく性教育を推進します。 ●幼・保・こども園における生命の教育の実施 ●小・中学校における様々な教科や学級活動と関連づけた性教育の実施	学校教育課 幼保運営課
【5】男女の心とからだの健康保持・増進対策の推進	男女が、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組むための支援を行います。 ●コミュニティと連携した、健康づくりへの啓発活動と事業の実施 ●男女の様々な不安やストレスを軽減させるための相談事業の実施 ●生活習慣改善のための保健指導実施	健康課
	男女それぞれに特有な病気について、がん検診などの各種健康診査や特定健診などの受診促進を行い、がんの早期発見、早期治療を促進します。 ●がん検診受診率向上に向けた広報・啓発	健康課

<sup>21</sup> ライフプランニング／生涯の生活設計のこと。

目標2 男女共同参画を推進する教育、学びの機会の充実（意識醸成・健康保持）

施策	内容（●主な事業）	担当課
【6】女性の生涯にわたる健康保持・増進対策の推進	思春期から更年期まで、生涯を通じて大きく変化する女性の健康について女性自身が的確に自己管理できるよう支援します。 ●生理の貧困対策についての調査、研究 ●女性の健康に関する正しい知識の普及、啓発	福祉課 健康課
	地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育てにわたり切れ目なく支援を行います。 ●「ハッピーサポートまるがめ」事業の充実	健康課

.....

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指標	現状値（時点）	目標値（期限）	担当課
【3】	男女共同参画を推進する講演会や講座、セミナーなどの開催回数	年5回 (R2年度)	年10回 (R8年度)	男女共同参画室
【3】	地域コーディネーター養成講座受講者数（延べ人数）	年99人 (R2年度)	年130人 (R8年度)	生涯学習課
【3】	ライフプランニングに係る市主催イベントの実施回数と参加人数	— (R2年度)	年2回 20人 (R8年度)	男女共同参画室
【5】	住民向け健幸10か条に関連する啓発回数	年7回 (R2年度)	年30回 (R8年度)	健康課
【5】	①乳がん検診受診率（40歳から69歳までの女性） ②子宮がん検診受診率（20歳から69歳までの女性） ③前立腺がん検診受診率（40歳以上の男性）	①12.9% ②12.5% ③11.5% (R2年度)	①50.0% ②50.0% ③50.0% (R8年度末)	健康課

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指標	現状値（時点）	担当課
学校教育の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	14.0% (R2.8)	男女共同参画室

### 目標3 政策・方針決定過程への女性参画の推進

#### 目指すまちの姿

政策・方針決定の場に男女がバランスよく参加しています。そして、参加者が活発に意見を述べ合うことで気づきと新しい発見が生まれ、多様な意見を反映させた決定が行われています。



#### 第3次プランの取組から見る実績と課題

実績は「P8～10の目標3」を 課題は「P26の目標3」を参照

#### 《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【1】政治への関心を高める取組の推進	<p>市民の政治分野への関心度及び女性議員が増えない要因を分析し、女性議員数の増加にもつながるよう、市民の政治への関心を高める取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小・中学校における主権者教育の推進</li> <li>●選挙の投票率向上に向けた意識啓発の実施</li> <li>●中・高校生への意識啓発の実施</li> </ul>	男女共同参画室 学校教育課 議会事務局 選挙管理委員会
【2】行政機関における意思決定の場への女性の参画拡大	<p>市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、市の審議会等への女性委員の登用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画部局への事前協議の徹底</li> <li>●女性人財リストの活用</li> </ul>	男女共同参画室 全課
	<p>市役所女性職員の計画的な人材育成と管理職への登用を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に沿った取組推進</li> <li>●出産、育児をしながらキャリア形成を行う意欲が持てるよう育児休業中の職員に対する支援の充実</li> <li>●登用された管理職が働き続けられるような支援方策の研究</li> </ul>	職員課 男女共同参画室

施策	内容（●主な事業）	担当課
【3】企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進	<p>企業などに対し、意思決定の場への女性参画推進を働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会による広域的取組の実施</li> <li>●女性活躍推進法の周知</li> <li>●女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定の働きかけ実施</li> <li>●女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業や、女性登用が進んでいる企業の取組を紹介</li> </ul>	男女共同参画室 産業観光課
【4】防災における男女共同参画の推進	<p>防災の主体的な担い手として女性を位置づけ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災計画、災害対応マニュアルなどにおいて男女共同参画の視点を明確に位置づけ</li> <li>●自主防災活動での女性の参画推進と、女性の役割見直しの働きかけ実施</li> <li>●自主防災組織における女性リーダーの育成</li> <li>●防災における男女共同参画推進のための学習会の開催</li> <li>●女性消防団員の増加と様々な訓練の実施</li> </ul>	危機管理課 男女共同参画室 消防総務課
	<p>避難所運営や被災者支援において、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平常時における研修、訓練の実施</li> <li>●乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営</li> </ul>	危機管理課

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指標	現状値（時点）	目標値（期限）	担当課
【1】	政治分野の男女共同参画に関連する啓発・情報発信回数	年1回 (R2年度)	年4回 (R8年度)	男女共同参画室
【1】	選挙に関連する学校への出前講座の実施回数と参加人数	年4回 438人 (R元年度)	年8回 800人 (R8年度)	選挙管理委員会

目標3 政策・方針決定過程への女性参画の推進

【2】	①審議会等委員の女性登用率 ②女性登用率が40.0%～60.0%である審議会等の割合 ③女性のいない審議会等の数	①41.9% ②60.0% ③2 (R2年度)	①45.0% ②72.0% ③0 (R8年度末)	男女共同参画室
【2】	①市役所女性管理職（全職種）の割合 ②市役所女性管理職（一般事務職）の割合 ※管理職：部長級、課長級、副課長級	①30.0% ②21.9% (R2年度)	①35.0% ②25.0% (R8年度)	職員課
【2】	能力開発・発揮職員研修の実施回数と参加人数	年4回 66人 (R2年度)	年4回 100人 (R8年度)	男女共同参画室
【3】	瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会主催の顕彰事業への申込数	年8件 (R3年度)	年15件 (R8年度)	男女共同参画室
【3】	専門職員による企業訪問数	年199件 (R2年度)	年300件 (R8年度)	産業観光課
【4】	危機管理課が助成して認定を受けた防災士の累計人数（男女別）	女性19人 男性90人 (R2年度)	女性25人 男性115人 (R8年度)	危機管理課
【4】	避難所運営における男女共同参画等を啓発する出前講座実施回数と参加人数	年2回 35人 (R2年度)	年4回 60人 (R8年度)	男女共同参画室
【4】	女性消防団員数（うち、新規登録者数）	28人 (3人) (R2年度)	30人 (2人) (R8年度)	消防総務課

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指標	現状値 (時点)	担当課
議会報告会の参加人数と女性の参加割合	— (R2年度)	議会事務局
政治の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	64.9% (R2.8)	男女共同参画室
市議会議員に占める女性の割合	16.7% (R3.5)	男女共同参画室
市内企業における女性管理職の割合 ※管理職：役員・部長相当職、課長相当職 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	15.4% (R2.8)	男女共同参画室



## 基本方向 2 職業生活において男女がともに働き続けるために

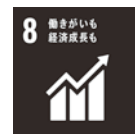
目標 4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進  
(職場・家庭・地域活動) 《重点目標》



目標 5 労働環境における  
女性活躍の整備



特に関連する SDGs のゴール (5.10.17 は共通ゴール)



【ゴール 5 「ジェンダー平等の実現」のうち関連するターゲット】

- 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実用技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）《重点目標》

目指すまちの姿

男女が職場での仕事だけでなく、家庭での家事においても責任を果たしつつ、やりがいや充実感を感じながら働いています。また、それぞれのライフ



ステージに応じて、男女がともに子育て、介護、地域活動を主体的に担い、趣味などの自分の時間も大切にしています。



第3次プランの取組から見る実績と課題

実績は「P11～18の目標4」を 課題は「P26～27の目標4」を参照

ア. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【1】働き方改革の推進に向けた機運の醸成	<p>男女がともに子育てや介護をしながら働き続けられるよう、長時間労働を前提とした働き方の見直しに、行政、企業、経済団体などが連携しながら取り組むとともに、社会的な機運の醸成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体などとの連携体制の構築</li> <li>●ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進の意義を経営者や市民などに幅広く啓発</li> <li>●積極的な取組を行う企業の発掘、好事例の紹介</li> <li>●出前講座などを通じ、消費者層における働き方改革のメリットとデメリットを周知（不便な生活にも寛容な対応を）</li> </ul>	男女共同参画室 産業観光課

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）

<p><b>【2】</b> 企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進</p>	<p>働く男女のワーク・ライフ・バランス、女性活躍の実現・定着に向け、企業に対する広報・啓発を行うとともに、働く人と経営者が一致協力して行う企業の取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進している企業への優遇措置の検討・実施（瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会事業を含む）</li> <li>●イクボス<sup>22</sup>研修など、企業などへの出前セミナーの実施</li> <li>●子育て支援や介護支援に関する制度や相談窓口などの情報を企業や労働組合などに提供</li> <li>●取組に対する助成金の支給などの支援実施</li> <li>●取組に対する国の支援内容、助成金などの情報提供</li> </ul>	<p>庶務課 男女共同参画室 産業観光課</p>
<p><b>【3】</b> 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進</p>	<p>市内企業の「モデル事業所」となるよう、市役所において職員のワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進に積極的に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進</li> <li>●ワーク・ライフ・バランス研修を継続的に実施</li> <li>●イクボス研修の実施</li> </ul>	<p>職員課 男女共同参画室</p>
<p><b>【4】</b> 働く男女の健康管理対策の推進</p>	<p>心身ともに健康に働けるよう、働く男女の健康管理対策を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民や企業に対する心の相談の実施、周知</li> <li>●市民や企業に対する、女性労働者の母性保護・健康管理の啓発実施</li> <li>●企業に対する中讃勤労者福祉サービスセンターへの加入促進と支援</li> </ul>	<p>健康課 産業観光課</p>
<p><b>【5】</b> コンパクトシティの推進</p>	<p>家庭、職場、保育の場、介護施設が近接し、働きながら安心して子育てや介護ができるコンパクトなまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点を取り入れたコンパクトシティ形成に向けた計画の策定</li> </ul>	<p>都市計画課</p>

<sup>22</sup> **イクボス**／職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者、管理職）のことをいいます。

イ. 子育て・介護支援の充実

《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【6】子育て環境の整備、充実	定住促進の視点も加えながら男女がともに仕事と育児を両立できるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実に努めます。 ●「丸亀市こども未来計画」の着実な推進による子育て支援の基盤の整備	子育て支援課 幼保運営課
	障がいのある子どもたちや医療的ケアが必要な子どもたちを安心して育てられるように支援します。 ●障がい児支援、発達障がい児支援の充実、拡大と医療的ケア児支援の体制整備	福祉課 子育て支援課 学校教育課 幼保運営課
	児童虐待の未然防止、解決に向けて実態把握に努めるとともに、虐待の早期発見、早期対応のために、関係機関と連携を密にし、被虐待児の保護対策や相談・通報事業を充実させます。 ●児童虐待防止に関する啓発活動の実施 ●被虐待児への対応に関する研修の実施 ●丸亀市要保護児童対策地域協議会の連携強化	子育て支援課
	地域で子どもを育てるために、地域での見守り体制の構築など、地域における子育て支援を充実させます。 ●ファミリー・サポート・センター <sup>23</sup> の充実 ●子ども食堂 <sup>24</sup> ・子どもの居場所 <sup>25</sup> への支援 ●地域子育て支援拠点事業の連携強化 ●放課後児童対策の充実	子育て支援課 教育総務課 幼保運営課

<sup>23</sup> **ファミリー・サポート・センター**／乳幼児や小学生の子どもがいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業をいいます。

<sup>24</sup> **子ども食堂**／貧困家庭や孤食の子どもなどに対し、地域住民のボランティアなどが主体となって子ども一人でも利用できます。無料、または安価で栄養のある食事や温かい団らんを提供する場所です。

<sup>25</sup> **子どもの居場所**／家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート等を実施する場所です。

施策	内容（●主な事業）	担当課
【7】高齢者などに対する介護支援の充実	<p>介護が必要な高齢者や障がい者を介護する人の負担を軽減させるために、介護支援や生活支援などのサービスを充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度の啓発</li> <li>●質の高い介護サービスの確保</li> <li>●ニーズに合わせた柔軟なインフォーマルサービス<sup>26</sup>の充実</li> <li>●在宅医療と介護の連携の推進</li> <li>●認知症カフェ<sup>27</sup>による認知症の人と家族への支援の充実</li> </ul>	高齢者支援課
【8】保育士の確保	<p>保育の質と量を確保するため、保育士不足解消に向けた取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士養成施設と連携し、保育士確保対策を実施</li> <li>●県と連携しながら、潜在している人材の発掘と人材バンクへの登録の推進</li> <li>●保育士資格を持つ人の再就職に向けての支援実施</li> </ul>	幼保運営課
【9】介護職域における人材の育成、確保	<p>介護の質と量を確保するため、介護職員不足解消に向けた取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県と連携しながら、香川県福祉人材センターを周知</li> </ul>	高齢者支援課

**女性活躍推進企業認定「えるぼし・プラチナえるぼし認定」**

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業は、申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は、プラチナえるぼし認定を受けることができます。これら認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告、求人票に使用することができ、女性活躍推進の企業であるとアピールすることができます。



<sup>26</sup> **インフォーマルサービス**／介護保険制度に基づかないサービスのことをいいます。例えば、NPO法人、ボランティアグループ、民間企業などによる買い物支援、見守り、ごみ出しなど。

<sup>27</sup> **認知症カフェ**／認知症の人と家族、医療や介護の支援を必要とする人たち、地域の人たち、だれでも参加できる集いの場のことをいいます。

ウ. 地域活動や市民活動への参画推進

《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【10】男性の家庭生活への参加を前提とした、男女や多様な世代の相互支援促進と活動支援	<p>男性の家事、育児、介護などへの主体的な参画を促すため最適な時期を意識した広報・啓発活動を行うとともに、マルタスの活用やWEB会議などの活用も含め、学ぶ機会を増やします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「食育月間（6月）」「食育の日（毎月19日）」「かがわ育児の日（毎月19日）」に合わせた重点的な広報・啓発活動の実施</li> <li>●男性の料理普及啓発者の育成</li> <li>●妊娠期から男性の育児参画に向けた講習会の開催</li> <li>●介護教室や介護者交流会への参加促進</li> <li>●男性保護者による読み聞かせの推進</li> </ul>	男女共同参画室 健康課 高齢者支援課 図書館 幼保運営課
	<p>家庭生活や地域活動、市民活動の様々な場面に存在する固定的な性別役割分担意識に基づく慣行やしきたりの見直しを多様な世代に対し働きかけ、活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ、自治会などの会長、役員への女性登用の呼びかけ実施</li> <li>●モデルになるような地域活動の紹介</li> </ul>	男女共同参画室 生活環境課
	<p>就業している男女が地域活動や市民活動の大切さを理解し、協力できるよう、市役所職員をはじめとする就業者や企業に働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所職員に対する地域活動の紹介</li> <li>●市民活動団体が実施する事業への支援</li> </ul>	男女共同参画室 生涯学習課
	<p>男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども連れが利用しやすい公園の整備</li> <li>●公共施設の建設時に、ベビーベッドを備えた男性トイレや多目的トイレの整備</li> </ul>	都市計画課 住宅課

**子育てサポート企業認定「くるみん・プラチナくるみん認定」**

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定基準を満たした企業は、申請により、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

令和4年（2022年）4月から、認定基準等が改正されるとともに、不妊治療と仕事の両立に関する新たな認定制度がスタートしています。



目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【1】 【2】	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施回数	年 12 回 (R2 年度)	年 20 回 (R8 年度)	男女共同参画室
【1】	キッズウィーク休暇取得率	17.4% (H30 年度)	50.0% (R8 年度)	産業観光課
【2】	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行ってない」と回答した企業の割合（男女共同参画に関する企業アンケートより）	15.0% (R2.8)	0.0% (R7 年度)	男女共同参画室
【2】	市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率（男女共同参画に関する企業アンケートより）	7.4% (R2.8)	30.0% (R7 年度)	男女共同参画室
【2】	産業振興支援補助金（働き方改革）利用件数	年 4 件 (R2 年度)	年 5 件 (R8 年度)	産業観光課
【3】	①市役所男性職員の育児休業取得率 ②市役所男性職員の子育て参画のための特別休暇取得率	①10.5% ②94.7% (R2 年度)	①50%以上 ②100% (R8 年度)	職員課
【3】	市役所管理職向けイクボス研修の参加率	56.7% (R3 年度)	100.0% (R8 年度)	男女共同参画室
【4】	中讃勤労者福祉サービスセンター登録人数	3,339 人 (R2 年度)	3,350 人 (R8 年度)	産業観光課
【6】	各種保育サービスを実施している施設数 ①延長保育 ②病児・病後児保育 ③休日保育 ④乳児保育 ⑤一時預かり	①17 か所 ② 1 か所 ③ 0 か所 ④17 か所 ⑤ 7 か所 (R3 年度)	①18 か所 ② 2 か所 ③ 1 か所 ④18 か所 ⑤ 8 か所 (R8 年度)	子育て支援課 幼保運営課
【6】	①障がい児相談支援での計画作成数 ②医療的ケア児コーディネーター登録者数（市職員）	①439 件 ② 1 人 (R2 年度)	①610 件 ② 3 人 (R8 年度)	福祉課
【6】	①ファミリー・サポート・センターの登録者数 ②ファミリー・サポート・センターの利用者数	①1,150 人 ②1,958 人 (R2 年度)	①1,150 人 ②2,000 人 (R8 年度末)	子育て支援課
【7】 【10】	認知症カフェ、介護教室などへの参加者数（男女別）	年 2,416 人 (男女—) (R 元年度)	女性 2,000 人 男性 500 人 (R8 年度)	高齢者支援課
【8】	保育士修学資金や保育士就職準備資金の貸付数	修学：年 5 件 就職：年 2 件 (R2 年度)	修学：年 17 件 就職：年 10 件 (R8 年度)	幼保運営課

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）

【10】	男性の料理普及啓発者数（丸亀市食生活改善推進員）	8人 (R2年度)	15人 (R8年度末)	健康課
【10】	①市民活動者同士の交流会の参加者数 ②市民活動に関連する窓口相談延べ件数	① — ② — (R2年度)	①28人 ②1,000件 (R8年度)	生涯学習課

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指 標	現状値 (時点)	担当課
地域子育て支援拠点事業所利用者の満足度 (子育てフェスタにおける参加者アンケートより)	—	子育て支援課 幼保運営課
次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定企業の割合 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	14.1% (R2.8)	男女共同参画室
香川県子育て行動計画策定企業認証マークを取得した、市内に本社を置く企業数	41社 (R3.10)	男女共同参画室
家庭生活中で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	45.7% (R2.8)	男女共同参画室
家事の分担について、「主に妻が担っている」と答えた人の割合 【コロナ影響前】 ①掃除 ②洗濯 ③食事のしたく ④食事の後かたづけ ⑤子どもの世話・教育 ⑥家族の介護 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	① 54.9% ② 64.2% ③ 69.8% ④ 55.5% ⑤ 32.3% ⑥ 17.4% (R2.8)	男女共同参画室
自治会などの地域活動の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	40.2% (R2.8)	男女共同参画室
「地域活動や社会活動に特に参加していない」と回答した人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	47.9% (R2.8)	男女共同参画室

## 目標5 労働環境における女性活躍の整備

### 目指すまちの姿

就業の形態やニーズが多様化する中、働く場において性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して生き生きと働けるよう、労働環境が整備されています。



第3次プランの取組から見る実績と課題

実績は「P19～22の目標5」を 課題は「P27の目標5」を参照

### 《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【1】女性の就職・再就職、継続就労、起業・創業などのための支援	働き続けたい女性が能力を発揮し、生き生きと働けるよう、女性の能力開発やネットワークづくりなどを支援します。また若い世代に働き方について考える機会を提供します。 ●キャリアアップにつながる研修会などの開催 ●働く女性向けの交流会の開催 ●従業員の育成に取り組む企業を対象にした助成制度の周知と、利用の促進	男女共同参画室 産業観光課
	子育て、介護などにより離職した女性の再就職、起業・創業などの支援を行います。 ●県や関係機関主催の就職説明会やセミナー、職場実習、技術訓練の実施などに関する情報提供 ●起業や創業、経営上のあらゆることに関する相談窓口の設置 ●創業者に対する助成制度、フォローアップ <sup>28</sup> 体制などによる支援実施	産業観光課

<sup>28</sup> フォローアップ／追跡調査。継続監視。

目標5 労働環境における女性活躍の整備

施策	内容（●主な事業）	担当課
	働きたい女性、働く女性の悩みや困りごとなどの解消につながる相談事業を実施します。 ●相談体制の整備 ●働く女性の実態・ニーズ把握	男女共同参画室 産業観光課
【2】企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進	性別を理由とする採用、配置、昇格などにおける差別的取り扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント <sup>29</sup> などが行われない職場づくりを促進します。また、性別による賃金格差是正についての取組を検討します。 ●市役所内でのハラスメント防止に向けた取組強化 ●就業者や企業に対する労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの労働関係法令・制度の周知、啓発 ●企業経営者などにハラスメント防止対策の徹底を促進	職員課 男女共同参画室 産業観光課
【3】女性の参画が進んでいない業種での女性就業への理解促進と農林水産業、商工業など、自営業に従事する女性への支援	女性の参画が進んでいない業種において、女性の就業と定着が促進するよう、関係団体への啓発と支援を行います。また、自営業に従事する女性たちが更なる活躍につながるよう女性のネットワークづくりを支援します。 ●職場環境の整備を支援 ●女性人財リストを活用した人的交流の実施	男女共同参画室 産業観光課
	農林水産業における男女共同参画意識が確立するよう、学習機会の提供、働きやすい環境の整備などの支援を行います。 ●農業経営において活躍する女性を紹介 ●農業団体、漁業団体における男女共同参画の実態把握と、女性登用の働きかけ実施 ●女性認定農業者の育成 ●家族経営協定 <sup>30</sup> の締結推進	農林水産課

<sup>29</sup> マタニティ・ハラスメント／妊娠、出産、育児休業などを理由とする、解雇、雇止め、降格などの不利益な取り扱いを行うことをいいます。

<sup>30</sup> 家族経営協定／家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものをいいます。

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指 標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【1】	働く女性向け交流会の開催回数や新規採用職員研修での講演回数と参加者数	— (R2 年度)	年 3 回 年 30 人 (R8 年度)	男女共同参画室
【2】	市役所キャリア形成支援研修の受講者数	年 40 人 (R2 年度)	年 60 人 (R8 年度)	職員課
【2】	セクシュアル・ハラスメントに対する取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合(男女共同参画に関する企業アンケートより)	26.6% (R2.8)	10.0% (R7 年度)	男女共同参画室
【3】	女性認定農業者数	15 人 (R2 年度)	17 人 (R8 年度末)	農林水産課

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指 標	現状値 (時点)	担当課
男女間賃金格差(男性一般労働者の所定内給与額を 100 とした場合の女性一般労働者の所定内給与額) (厚生労働省 賃金構造基本統計調査より)	74.3 (R2 年)	男女共同参画室
職場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	46.8% (R2.8)	男女共同参画室

**国際女性デー（3月8日）**

「国際女性デー」とは、1908 年3月8日にニューヨークで女性労働者が参政権と労働条件の改善を求めてデモを行ったことが起源となり、国連が「国際婦人年」である 1975 年に、この日を「国際女性デー」と決めました。

現在は、女性に対する差別撤廃と、社会開発への完全で平等な参加に向けた環境整備に貢献するよう、加盟国に呼びかける女性の連帯の日となっています。

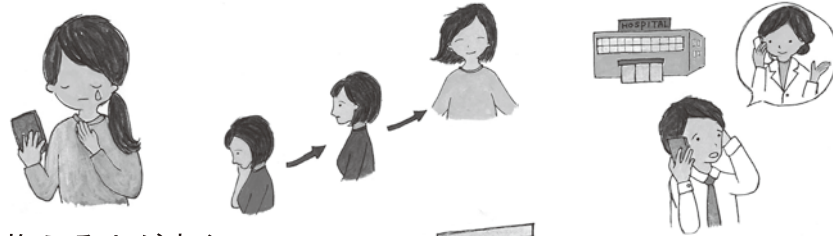
**農山漁村女性の日（3月10日）**

農林水産省が提唱する「農山漁村女性の日」は、農山漁村の女性たちが果たしている役割を正しく認識するとともに、女性の能力を一層発揮するための環境づくりを目指し、毎年3月10日を中心に全国各地で関連イベントが開催されています。

農山漁村女性の3つの能力（知恵、技、経験）をトータル（10）に発揮してほしいという願いが込められています。

### 基本方向3 男女を問わず誰もが安心して暮らせるために

目標6 女性に対するあらゆる暴力の根絶（教育・啓発・相談体制）《重点目標》



目標7 困難を抱える人が安心して生活できる環境整備



特に関連するSDGsのゴール（5.10.17は共通ゴール）



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち関連するターゲット】

- ・ 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- ・ 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- ・ 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- ・ 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- ・ 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



目標6 女性に対するあらゆる暴力の根絶（教育・啓発・相談体制）《重点目標》

目指すまちの姿

市民が女性に対するいかなる暴力も許さないという意識を持ち、DVやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、性暴力など、あらゆる暴力のない社会が形成されています。



第3次プランの取組から見る実績と課題

実績は「P22～24の目標6」を 課題は「P27～28の目標6」を参照

ア. あらゆる暴力を許さない意識の醸成

《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【1】あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けた啓発の実施	DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有するために、新しい手法も模索しながら様々な機会を通じて年齢層に合わせた広報・啓発活動を行います。 ●「広報丸亀」、ホームページ、リーフレットなど効果的な広報媒体を活用した啓発活動を実施 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）などに合わせた重点的な啓発活動の実施 ●若年層に対するデートDVに関する啓発活動の実施 ●幼児から中学生まで、発達段階に応じたジェンダー平等に配慮した教育の推進、充実	危機管理課 男女共同参画室 子育て支援課 学校教育課 幼保運営課
	暴力に対する抑止力となるよう、地域の意識を高めるような啓発活動を行います。 ●コミュニティにおいて研修などを実施	男女共同参画室
【2】相談窓口の周知	イベントや研修会の場などで相談窓口の周知を行うとともに、民間店舗などに相談シールの貼付などについて協力を求めます。	男女共同参画室

イ. DV被害者の早期発見と相談体制の充実

《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【3】 発見通報に関する関係機関への働きかけの実施	被害者を発見する可能性の高い保育士や教職員、救急隊員などに理解を促し、日常業務の中で被害者が早期に発見されやすい環境づくりに努めます。 ●職員研修の実施	男女共同参画室
	民生委員・児童委員や人権擁護委員に対し、被害者の早期発見などについて、理解と協力を求めます。	男女共同参画室
【4】 相談員の資質向上のための研修実施と心理的ケアの充実	被害者の人権に配慮した対応を行うように、相談員の資質向上に努めます。 ●相談員の研修会への参加 ●事例検討会議への出席	子育て支援課
	相談員のメンタルヘルスケア <sup>31</sup> を行うなど、一人で抱え込むことのない体制をつくります。 ●ケース対応に関する相談員同士の情報共有のためのミーティング会議開催	子育て支援課

ウ. DV被害者の保護と自立支援の充実

《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【5】 DV被害者が一時的に避難できる場所の確保	緊急に保護を求めてきた被害者が、一時保護が行われるまでの間、一時的に避難できる場所を、香川県子ども女性相談センターや警察と連携しながら確保します。	子育て支援課
【6】 DV被害者と同伴の子どもへの適切な情報提供と切れ目のない支援の実施	被害者の立場を十分考慮したうえで、自立した生活に向けた支援を行います。 ●DV対策ネットワーク会議などによる、関係各課・機関との連携強化 ●二次的被害の防止と情報管理の徹底 ●住宅の確保や生活の支援など、被害者が自立して生活するための支援体制の整備 ●子どもの心のケア実施検討	男女共同参画室 子育て支援課 関係各課
	男性被害者への支援の方法を検討します。	子育て支援課

<sup>31</sup>メンタルヘルスケア／心の健康確保対策。

本市におけるDV被害者の自己決定を支援するためのフロー図

※お子さんがおいでの場合も一緒にご相談ください

本人との接触

連絡

- ・ 仕事上などで被害者を発見  
（市役所各課、学校、幼稚園、保育所、こども園、福祉協力員 等）
- ・ 地域で被害者から身近に相談を受ける人  
（保健師、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員など）
- ・ 女性相談以外の相談窓口（市民相談、人権相談、少年相談など）
- ・ 医療機関など

【DV相談窓口】丸亀市女性相談（子育て支援課内）

専用電話 0877-23-2201（月～金曜日（祝日、年末年始を除く）・8:30～17:00）

緊急性を見極め

緊急の場合（関係機関へ連絡）

香川県子ども女性相談センター  
《一時保護》  
丸亀警察署 生活安全課  
医療機関

本人への情報提供

離婚、訴訟

法テラス  
（日本司法支援センター）  
裁判所  
法律相談  
【社会福祉協議会など】

生活支援

福祉課  
社会福祉協議会  
自立相談支援センターあすたねっと  
子育て支援課（母子父子寡婦自立支援）  
民生委員 児童委員協議会連合会

自立に向け

市営住宅 住宅課

治療したい

医療機関

保険 保険課  
子どもの幼稚園、保育所、こども園 幼保運営課  
子どもの学校 学校教育課  
仕事 ハローワーク  
子育て支援課（母子父子寡婦自立支援）

保険課、子育て支援課

カウンセリングを受けたい

医療機関（心療内科）  
中讃保健福祉事務所  
精神保健福祉センター

加害者を遠ざけたい  
（保護命令）

丸亀警察署 生活安全課  
裁判所  
市民課（住民票の支援措置）

目標6 女性に対するあらゆる暴力の根絶（教育・啓発・相談体制）

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【1】	デートDVも含むDV防止に関する啓発活動の実施回数	年 22 回 (R2 年度)	年 25 回 (R8 年度)	男女共同参画室
【2】	相談シールの貼付か所数 ①公共施設 ②民間施設	①113 か所 ②165 か所 (R2 年度)	①120 か所 ②500 か所 (R8 年度末)	男女共同参画室
【2】	DV相談の窓口として、次の相談先を知っている人の割合 ①丸亀市家庭児童相談室※ ②香川県子ども女性相談センター (男女共同参画に関する市民アンケートより)	①20.4% ②20.9% (R2.8)	①40.0% ②40.0% (R7 年度)	男女共同参画室

※R2.8 実施アンケートでは、「丸亀市女性相談」として設問

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指標	現状値 (時点)	担当課
DVを受けたことがある人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	女性 13.9% 男性 5.3% (R2.8)	男女共同参画室
DVを受け、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	女性 36.3% 男性 70.0% (R2.8)	男女共同参画室
市の女性相談で受けたDV相談件数	43 件 (R2 年度)	子育て支援課

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府男女共同参画局）

このマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

このほか、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうというメッセージを込めたパープルリボンバッジも活用されています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）

内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけています。また、政府は、令和2年（2020年）6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」をとりまとめ、令和3年度（2021年度）から毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」として広報・啓発に取り組んでいます。

## 目標7 困難を抱える人が安心して生活できる環境整備

### 目指すまちの姿

市、企業やNPO等のほか、地域が相互に連携して、本当に支援を必要とする人への助け合いが広がり、困難を抱えた人も安心して生活しています。



第3次プランの取組から見る実績と課題

実績は「P25の目標8」を 課題は「P28の目標8」を参照

### 《目指すまちの姿を実現させるための施策と内容》

施策	内容（●主な事業）	担当課
【1】ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の母親や父親、その子どもに対して、子育て支援や就業支援など、各家庭の状況に対応した支援を行います。 ●相談事業の充実 ●住宅支援の実施 ●経済的支援等の充実 ●就業支援の実施	福祉課 子育て支援課 住宅課 教育総務課
【2】高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組みます。特に高齢単身女性の相対的貧困率 <sup>32</sup> が高い現状を踏まえ、安定した生活が営めるよう支援を行います。 ●就業支援、社会参加の促進 ●高齢者虐待防止 ●相談事業の充実 ●ユニバーサルデザイン <sup>33</sup> の推進	福祉課 高齢者支援課 都市計画課 住宅課 建設課

<sup>32</sup> 相対的貧困率／等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合をいいます。

<sup>33</sup> ユニバーサルデザイン／すべての人のためのデザイン（企画、計画、設計）という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていかうえて、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が安全に快適に利用できるように配慮したデザインを基本とする考え方をいいます。

目標7 困難を抱える人が安心して生活できる環境整備

施策	内容（●主な事業）	担当課
【3】障がい者が安心して暮らせる環境の整備	<p>障がい者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、生活環境の向上や地域生活の支援に取り組むとともに、社会参画のための支援を行います。特に障がいのある女性については、女性であることでさらに複合的な困難を抱えることがあるという視点に立って事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援事業の充実</li> <li>●障がい者虐待防止</li> <li>●相談事業の充実</li> <li>●障がい者差別解消の推進</li> <li>●ユニバーサルデザインの推進</li> </ul>	福祉課 都市計画課 住宅課 建設課
【4】外国人が安心して暮らせる環境の整備	<p>国籍や文化などの違いにかかわらず外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や、日本語の学習機会などの学習支援を充実させます。また、外国人の地域活動への参画促進に努めるとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国人が暮らしやすい環境の整備を進めます。特に女性の外国人については、女性であることでさらに複合的な困難を抱えることがあるという視点に立って事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活関連情報の周知</li> <li>●相談事業の充実</li> <li>●市民が相互に交流する機会の提供</li> <li>●地域活動への外国人の参画促進</li> </ul>	秘書政策課
【5】多様な性を認める意識の醸成に向けた啓発の実施	<p>性的少数者が安心して暮らすことができるよう、正しい理解の促進や啓発に努めます。</p>	人権課

.....

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【4】	外国人人口に占める延べ相談件数の割合	77.5% (R元年度)	100% (R8年度)	秘書政策課

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指標	現状値 (時点)	担当課
母子自立生活支援員が受けた相談件数	年 907 件 (R2年度)	子育て支援課